



新法人移行に伴う苦悩

札幌市医師会 常務理事
今医院 院長
今 眞 人

当会は平成22年9月、第109回定時代議員会において、非営利を徹底した「一般社団法人」移行を機関決定いたしました。平成25年11月30日までに移行しなければ解散ということなので、かなり面倒な作業ですが日々皆汗をかいております。

では、さっそくですが苦悩ということで私見を述べさせていただきます。

そもそも公益法人改革とは何なのでしょう？また何のためにやるのでしょうか？

「公益法人改革」をネットで検索してみると、上位に行政改革推進本部サイトの一般向けパンフレットが出てきます。

1 ページ目、公益法人改革とは？の中で「(前略)現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため(中略)公益法人に認定する制度を創設しました」とあります。では「様々な問題」とは何でしょう？制度改革の必要理由という大切な問題に対する答えは公式パンフには一言も書いてありませんでした。公益認定等委員会作成のパンフも似たようなものです。

1. 第一の苦悩 こんな面倒な作業をなぜしなければならぬのか？

前述のような「様々な問題」に対応するための改革だから実施するとのことですが、「様々な問題」とは主に下記の2点。

1) 公益法人の官との癒着排除

内閣府新公益法人制度HP中、改革の必要理由に「不必要な補助金が公益法人に交付されている」という一文があります。

これまでの社団法人や財団法人の設立に当たっては、各監督官庁が公益性の審査と設立認可の両方の権限を持っておりました。その公益性の審査は、主務官庁の自由裁量であったため、非常に曖昧であり、天下りを受け入れることが認可の要件ともなってくる事案が明るみに出るにいたり、改革を行うことになったということです。また官需の独占、不必要な補助金等々の批判に応じる策として公益法人制度改革をすることです。つまり官との癒着が1つ目の問題点。

2) 公益を語るにふさわしくない法人の排除

明治29年の民法制定以来すでに110年、公益法人の

中には公益というのは名ばかりで、実際は公益とはいえない難い事業を行っている法人もありました。

①KSD事件

2000年10月に明るみに出た(財)ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団(当時)の不祥事。「ものづくり大学」設置を目指し、数々の政界工作を自由民主党議員に対して展開したとされる汚職事件。公益法人のガバナンスへの疑念を招き、公益法人制度改革の直接のきっかけとなったもの。

②オレンジ共済事件

友部達夫元参議院議員の政治団体が運営していた共済団体が起こした「オレンジスーパー定期」(年6~7%もの配当をうたった商品)により約93億円もの資金を集めた詐欺事件。

実際は営利事業を行っているような公益法人でも税制面で厚遇を受けているのは不公平。これが2つ目の問題点です。

このように官との癒着排除、劣悪な法人粛清のための公益法人改革という世論形成を図ってからの実行でした。実際は非営利の法人・団体全般に対する事実上の課税強化であるわけですが、一部の法人の愚行のために善良な法人がとぼちちりを食った形で強制改革させられるという苦悩です。

2. 第二の苦悩 なぜ公益的活動をしているわれわれが一般社団法人なのか？


われわれは、非営利を徹底した一般社団法人移行を決定いたしました。非営利を徹底したとはいえ公益法人ではなく、やはり一般社団です。

では、われわれは公益的団体ではないのでしょうか？

札幌市医師会という社団法人を考えてみましょう。

われわれ札幌市医師会会員3,766名(平成24年1月1日現在)は、医療を通じて社会に貢献しております。「会員たる医師の連絡指導および権利の擁護を目的とする」という共益の一面はありますが、実際の活動内容は救急医療体制の構築・整備や夜間急病センターの運営、市民への健康教育活動など、極めて公益的活動が包含されております。

札幌市医師会第533号(平成24年1月20日)において、当会の山光会長が「新年を迎えて」と題する年頭挨拶の中で述べているとおり、札幌市医師会では市民生活の安心と安全を保持するために、多くの厚生事業を札幌市の協力のもと行っています。行政が行うべき各種検診、予防接種、救急医療、学校保健、介護保険、高齢者対策等の厚生事業は、そのほとんどを当会の会員が行政から委託され実施しており、その55事業に係る医師実数は約10,753名、延べ人数は30,387名以上となっております。医療機関は非常に



厳しい経営状況の中で、市民生活を守るために貢献しており、その中核として、医師会は活動を行っています。

このような極めて公益的活動を行っている団体ではありますが、現実問題としては一般社団への移行を決断せざるを得ませんでした。

それは、公益法人移行のハードルが思った以上に高く、かつ今後一度でも基準を満たさなかった場合には強烈的な仕打ちが待っているからです。公益目的事業比率は50%以上を確保、遊休財産額は一定額を超えないこと、寄付金等の一定の財産を公益目的事業に使用などといった基準を毎年度クリアしなければなりません。これら基準をクリアできない場合は、公益認定法第30条において、残った公益目的取得財産残額を1ヵ月以内に類似事業目的の公益法人等、または国や地方公共団体に贈与しなければならないとなっています。つまり会員から託されている

貴重な医師会財産の事実上没収という仕打ちです。公益法人の社会的評価や法人税・所得税等の税制において非課税など税制面でメリットはありますが、現状では移行に伴うリスクが高すぎるという判断です。

極めて健全で透明な、極めて公益性の高いわれわれの団体が、莫大な時間と労力、移行に伴う馬鹿にならない費用をかけて、税制では現状より不利となる一般社団に移行しなければならないという苦悩です。

3. その他の苦悩

①役員の選任、任期、②支部制、③代議員制の問題、④日医、道医との関係、⑤会計基準の変更等々今後こなさなければならない仕事は山積みです。会員資産を守り、健全に会務を運営するために現在進行形での苦悩はつきません。

新法人に無事移行できた時には？

岩内古宇郡医師会 理事
いわない眼科クリニック 院長
寺山 亜希子

平成23年4月から理事として、月1回の理事会に出席した初めての議題の1つが新法人への移行についてでした。それまでは、月1回の定例会に出席し（この月1回の定例会の出席回数も決して褒められるものではない）、既に理事会で決定したことを聞くのみで、理事会に出席して、最近やっと、定例会に聞いていたことが、こういう経緯を経て決まるんだと実感、理解できているところです。

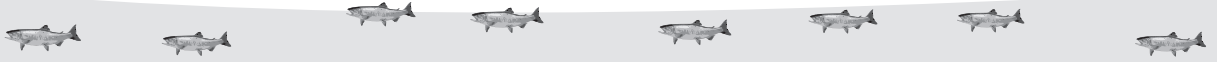
公益社団法人、一般社団法人どちらを選ぶかは、一応、それぞれが参考資料を読み選択することになりました。医師会として今後何をやっていくか、それに伴う収入、支出の取り扱い、今ある資産の活用や処分などに違いがある程度しか理解ができず（この理解も正しいのかは甚だ疑問）、活動するにあたって制約が少ないのは一般社団法人かなと個人的には考えていました。最終的に当会では一般社団法人に移行することになりました。

一般社団法人に移行するには、①昭和32年以降、理事などを全く登記していない、②総会議事録に議長および議事録署名人の署名、押印（実印）がない、押印した印の印鑑証明がない、③現在の医師会の理

事の人数が定款と一致していない（しかもこの定款が昭和36年という古さ）という難題がありました。①、②の解決のためには昭和32年以降の議長、議事録署名人の追跡調査が必要になり、自分達だけではできないことが判明しました。最終的に会計事務所や司法書士の方々の力を借りてやりましょうと結論がでたのが5月になります。その後、理事の追跡、新法人の定款の作成、臨時総会を開き、以前の定款に基づいた人数の理事の選出後、登記を行いました。新定款の検討、承認について1月19日は再び臨時総会を開きました。なんとなく先が見えて、いけそうな感じです（遅いでしょうか）。

昨年3月頃には、何をすることが具体的に分かっていないこともありましたが、本当に期日までに登記が終わり、新法人へ移行できるか全く分からず、道筋が見えた時には、未登記の理事の追跡という難問が生じ、専門職に頼むということになれば財政的に厳しかったり、さまざまなことがありました。月1回の理事会出席だけでここまでできたのは、事務局のスタッフのおかげもあるとこれを書きながら実感し、感謝しています。

無事新法人に移行できたときには、おいしいものを食べる「おつかれさん会」などどうでしょうか。



新法人移行についての 北見医師会の対応

北見医師会 副会長
おのぞら医院 院長
小野寺 栄 司

平成20年12月の公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、社団法人である医師会は移行期間が終了する平成25年11月までに『新法人に移行するか、解散し任意団体となる』かの決断を下し、その申請手続きを終えなければならないこととなりました。北見医師会でも平成22年夏以降、定款等検討委員会で検討を進め、平成23年4月1日付で一般社団法人北見医師会へと移行いたしました。ここでは一般社団法人への移行において直面した3点の問題につき紹介し、今後移行作業を進める皆様の判断の材料としたいと思います。

問題点1；どの法人にいつ移行するか

今後の北見医師会組織の移行についてとり得る道は、1) 全くの任意団体となる、2) 公益ではない一般法人(会社)となる、3) 公益法人としての一般社団法人となる、4) 公益社団法人となるの4つと考えられました。

公益社団法人については税制上の優遇措置がありますが、公益目的事業比率が50%以上必要など設立にあたって厳しい認定基準が存在し、現状の北見医師会ではクリアできないものと考えられました(看護学校の運営事業は、法律上は公益的な活動とならない)。また設立後も認定基準を満たさなくなった場合には認定を取り消されるなど、われわれの組織には向かない形態であると判断いたしました。また行政との関係、保健事業の受託などに際して、任意団体・一般営利法人では不都合が生じる可能性があるかと判断し、最終的に一般社団法人を目指して作業を進めてゆくとの方針が平成22年11月の理事会で決議されました。

移行時期については、年度途中で新法人を立ち上げた場合、旧法人と新法人の決算を2度行わなければならない、この手間を簡略化するためには3月31日旧法人解散、4月1日新法人設立とし、新法人設立総会で旧法人の決算も一緒に済ましてしまうのがベストと考えられました。平成24年は4月1日が日曜日のため移行登記ができず、期限が押し迫る前の平成23年4月1日設立との方針といたしました。

問題点2；会長を直接選挙で選べなくなる

新定款策定については北海道医師会よりモデル定款が示され、基本的にはこのモデルに沿って検討を

行いました。

平成22年12月と平成23年1月の2回にわたり検討、その際問題となったことは会長・副会長は直接選挙ではなく総会で選ばれた理事の中からの互選により選任されるとの条項でした。検討委員の中からは意図せぬ役に当てられる可能性から理事の志願者がいなくなる可能性もあり、会長は会員総会で選出できるとの規定を入れるべきとの提案もなされました。しかし認可官庁である北海道との打ち合わせでは、今回の公益法人制度改革の趣旨は理事会の機能・権限・責任の強化により『民からの公益の増進への寄与』を図ることであり、基本は理事会での互選との見解が示され、直接選挙による会長の選任は断念しなければならないこととなりました。

問題点3；会計について

当医師会では平成20年の会計より新公益法人会計基準を採用しており、会計の移行に際しては特に問題となる点はありませんでした。

旧法人で保有していた財産(剰余金)については当然新『一般社団法人北見医師会』が引き継ぐべきものであると考えられます。しかし旧定款で『解散時は、主務官庁の許可を得て、地方公共団体又は類似の目的を持つ公益法人に寄付するものとする』と規定されており、医師会単独で処分できるものではないこととなります。道の指導では、この蓄積された剰余金(財政積立金、看護学校運営積立金、退職給与積立金は負債であり剰余金には入らない)を新医師会が継承するためには、公益目的の支出でこの資金を消費してゆく計画を明示する必要があるとのことでした。

この資金は平成9年准看護婦養成コースに加えて看護婦養成コースを備えた学校・新医師会館の移転新築後の資金不足に備え、会員諸氏の大きな負担(会費は全道一高い)により形成されてきたものです。当医師会の看護学校の経営も道内他医師会同様に危機に瀕し、多額の医師会から学校会計への繰入を余儀なくされております。幸か不幸か(看護職員養成の責任は行政にあり医師会の犠牲の上で行うことではない)、この公益目的支出計画の策定は容易な作業となりました。学校を運営せず、大きな額の剰余金を持っている医師会にとっては、せっかくの蓄積を無にしないような早めの対策と工夫が必要と思われました。



以上の検討を踏まえ、平成23年2月24日に臨時総会開催・新定款承認、3月31日旧法人解散、4月1日一般社団法人北見医師会設立登記、4月23日設立総会となりました。なお、役員は定款の付則に旧法人の役員が残任期間を担当の旨記載し、新たな選挙を行わずに決定しました。



非営利型 一般社団法人へ

滝川市医師会 理事
文屋内科消化器科医院 院長
文屋 学

現在の公益法人制度は明治29年の民法制度に始まり、以来1世紀にわたって施行されてきた制度であり、厳しい設立許可制や複雑な登記手続などが、官僚の天下り、民業圧迫、補助金の無駄遣いなどと結びつき、さまざまな社会問題が表面化してきました。そこで政府は平成13年以降、抜本的な改革に向けた取り組みを開始し、紆余曲折の末、平成20年12月1日、公益法人制度改革に関する法律がようやく施行されました。

その制度が医師会にも適応され、5年以内に新制度に従った法人に移行しなければ、会は自動的に解散され、今まで積み上げてきた財産も国等に贈与しなければなりません。

そこで当医師会では平成21年8月に会長、副会長、総務理事、会計理事で構成される4役員（その後、新法人移行検討委員会と改称）を立ち上げ、検討を重ねた結果、公益法人に移行するには公益事業を50%以上確保し、しかも毎年監督庁の厳しい指導を受けなければならない、平成20年に附属准看学校を閉校し、今後検診事業や附属病院設立等の計画があるわけでもない当医師会にとってはハードルが高く、結局は多くの郡市医師会が目指しているように、事業の公益性が求められず制約も少ない一般社団法人に移行するのが適当であろうとの結論に達しました。

その結果を平成23年1月の理事会に報告し了承され、その後の新制度への移行に係る方針案、定款変更案、スケジュール案等については委員会に一任されました。その後、検討委員会では何度か討論を重ねましたが、一番頭を悩ませたのは定款の変更と公益目的事業に基づく支出計画案の作成であります。定款についてはいままでほとんど目にしたことのない旧定款と道医の説明会で示されたモデル定款を読み比べ、変更点を見つける作業が大変でありました。

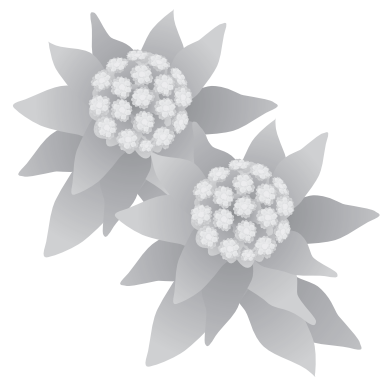
変更点としては、予算案、事業計画案は理事会の承認事項で、決算に関する貸借対照表、正味財産増減計算書は理事会と総会両方の承認を受けなければならないこと。理事、監事の選任、解任は総会の権限であり、会長、副会長の選定、解職は理事会の権限で行われること。総会の議事録署名人が定められていること。理事会への監事の出席等々詳細多岐に

渡っておりまして。

さらに公益目的支出計画案の作成のため、平成22年度末の公益財産額についてどのような事業に公益性が認められるのか、またその事業按分をどうしたらよいのか、頭を悩ませました。関係医師会や道医、道庁の関係者にご意見を伺い、公益目的事業としては休日夜間診療確保対策事業、一般教育研修事業、保健医療福祉啓発普及事業、医師会館の建物の市への寄付等を考慮し公益目的支出計画案を立案し、平成23年度予算案を整理し、5月18日の定時総会に提出。定款変更案および新法人の設立後の法人運営上必要である定款施行規則変更案も同時に討論いただき、どうか原案通り議決され一息。

その後は7月に北海道知事あてに許可申請し、承認を受け8月24日の審議会で承認され、登記の関係上3月中旬以降に知事の認可通知を受け、今年4月1日より正式に「一般社団法人滝川市医師会」が発足することとなりました。

以上が当医師会での公益法人制度改革に対する取り組みですが、耳慣れない専門用語や実際の事務手続きに戸惑うことばかりで、アドバイスいただいた他医師会や道医および道庁の関係者には感謝の気持ちで一杯です。最後に会計事務所からの代行の誘いや有料説明会にも出席せず、一人で何度も道庁に赴き、道医に相談し、私たちを指導いただいた当医師会事務局長の菅氏にお礼を申し上げます。





当会における新法人移行に係る 定款改正について

千歳医師会 副会長

こにし小児科医院 院長

小西藤平

結論から先に述べますと、当医師会は平成25年4月から一般社団法人に移行するべく現在準備を進めているところです。

以下、箇条書きにこれまでの経過の概要を記述します。

平成22年6月、北海道の法人検査があり、その際、尾谷会長、官尾総務理事（当時）と私が道担当者から法人制度改革について、特に一般社団法人と公益社団法人の違いについての説明を受けました。

平成23年4月、理事会にて平成24年4月に一般社団法人に移行することを決議し、法人移行準備委員会を設置し、私以下4人の理事が委員に選出されました。

平成23年4月下旬、法人移行準備委員会を開催、当医師会事務局が周到に用意した書類に基づき、移行手続きの今後のスケジュールおよび提出書類〔①一般社団法人千歳医師会定款（新規）、②平成22年度決算書、③平成23年度予算書、④千歳医師会会費規定（既存）、⑤千歳医師会職員退職手当給与規定（新規）〕の確認を行いました。なお、新定款については道医からの定款変更モデルに合わせ当会定款（案）を作成し、検討することとし、決算書、予算書については、当会顧問税理士に申請用の様式変更の作成を依頼することとし、退職手当給与規定については

近隣医師会のモデルを参照することとしました。

平成23年5月、理事会にて法人移行準備委員会の検討事項につき報告検討し、定款については、全理事に熟読のうえ意見等を受けることとしました。

平成23年5月下旬、道法人団体課へ定款（案）の目通しを依頼し、指導を仰ぎました。その際一番問題になったのは、現役員の任期でした。最初、道は現役員の任期は平成25年6月までとしておりましたが、後に道の解釈が誤っていることが分かり、任期は平成24年6月までと訂正されました。

平成23年6月下旬、臨時総会が開かれ、一般社団法人移行に係る経緯および移行に伴う新定款と現行定款の主な相違点について、また、平成24年4月移行で準備を進めていたが、役員任期（改選の時期）について当初（平成25年6月）の道の担当者の教示解釈が修正（平成24年6月）され、現役員の任期短縮ということになり、移行年度については再度検討することとしたい旨説明検討し、承認されました。

平成23年7月下旬、理事会にて当初平成24年4月移行で準備していたが、北海道の指導により平成24年4月の場合、現役員の任期が平成24年6月で満了となり、任期期間が1年3ヵ月で改選となることから検討協議し、従前の任期期間2年を踏襲することとし、平成25年4月移行で、今後準備することを決議しました。

今後の予定としては、平成24年3月、定時総会を開催し、平成24年度予算確定、平成24年6月、臨時総会を開催し、平成23年度決算確定、平成24年7月以降、道法人団体課と申請について再度確認を行い、平成25年1月頃、新役員を選出し、新定款の変更承認（平成23年承認された附則に新役員名追加）を行い、平成25年2月、本申請を行う予定です。

北海道医報ファイルについて

北海道医報本誌を1年分綴ることができるファイルを用意しております。

ご希望の方には無償にてお送りいたしますので、下記まで送付先ならびに希望数をご連絡ください。

記

申込先：北海道医師会事業第一課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目

TEL 011-231-7661 FAX 011-252-3233

E-mail ihou@m.douji.jp

